

自治体におけるAIの利用に関する ワーキンググループ (第4回)

報告書構成(案)の提示

令和7年5月
総務省

自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書 構成（案）

はじめに

第1章 ワーキンググループの背景等

- | | |
|----------------------|---|
| 1 本ワーキンググループの目的と検討内容 | 本ワーキンググループの趣旨・目的、検討内容 |
| 2 自治体におけるAIの利用状況 | 自治体における従来型AI、生成AIの導入状況や利用状況等 |
| 3 AIの利用に関する政府の検討等 | 条約、AI法案、生成AI調達・利活用ガイドライン等政府におけるAIに関する動向 |

第2章 自治体におけるAIの利用方法及び留意事項

- | | |
|----------------------|--|
| 1 利用方法 | 自治体における生成AIのユースケース毎の特徴や効果を紹介する |
| 2 留意事項 | 生成AIの利用を進めるうえで必要となる体制、ルールを定める際のポイントとして、以下を示す |
| （1）体制の構築 | |
| （2）要機密情報（特に個人情報）の取扱い | (1) 政府ガイドライン等を踏まえて必要と考えられる体制（共同・広域での対応も含めた検討の必要性も含む） |
| （3）人材育成 | (2) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び個人情報保護法の順守の必要性と生成AI特有の課題への対応 |
| | (3) (1)(2)で整える環境において生成AIを利用するための職員のリテラシー向上の必要性と、そのための対応を示す |

第3章 国による支援の方向性

- | | |
|------------------------|---|
| 1 自治体向けガイドラインの策定 | 総務省がガイドラインを策定することの必要性を確認し、第2章に示した内容を中心に、生成AIの利用に当たっての主な留意事項として盛り込むべき事項を示す |
| 2 自治体におけるユースケース等の横展開 | 自治体の適切な利用を推進するため、全国の自治体の利用事例の横展開 |
| 3 国における生成AIに係る取扱いの情報提供 | 国のアドバイザリーボードの対応状況を始めとした、自治体への必要な情報を提供 |
| 4 その他の支援 | その他自治体の適切な生成AIの利用を推進するために必要な国による支援の方向性 |

おわりに